

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

### 新潟県規則第30号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p><b>第3条の3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(47) (略)</p> <p><u>(48)から(96)まで</u> 削除</p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p><b>第3条の3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(47) (略)</p> <p><u>(48)から(77)まで</u> 削除</p> <p><u>(78) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)第7条の規定による報告を求め、又は検査をすること（知事が指定したものを除く。）。</u></p> <p><u>(79)から(81)まで</u> 削除</p> <p><u>(82) 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる新潟県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成22年新潟県規則第54号）による廃止前の新潟県農業改良資金貸付規則（昭和45年新潟県規則第111号）第12条の規定により、事業計画の変更を承認すること。</u></p> <p><u>(83) 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる新潟県農業改良資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の新潟県農業改良資金貸付規則第14条の規定により、貸付金について報告を求め、又は職員をして調査させること。</u></p> <p><u>(84) 食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第1項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（酒類並びにアレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係</u></p>

るものを除く。) (知事が指定したものを除く。  
次号から第87号までにおいて同じ。)

(84) の 2 食品表示法第 6 条第 5 項の規定により、指示(同条第 1 項の規定によるものに限る。)  
に係る措置をとるべきことを命ずること。

(84) の 3 食品表示法第 7 条の規定による公表  
(同法第 6 条第 1 項の規定による指示及び当該  
指示に係る同条第 5 項の規定による命令に係る  
ものに限る。)を行うこと。

(85) 食品表示法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定  
により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、  
又は職員に立入検査若しくは質問をさせること。

(86) 食品表示法第 12 条第 1 項の規定による申出  
を受けること。

(87) 食品表示法第 12 条第 3 項の規定により、必  
要な調査を行い、適切な措置をとること。

(88) 卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 14 条  
において準用する同法第 6 条第 2 項の規定によ  
る軽微な変更の届出を受理すること。

(89) 卸売市場法第 14 条において準用する同法第  
12 条第 1 項の規定による運営の状況の報告を受  
理すること。

(90) 卸売市場法第 14 条において準用する同法第  
12 条第 2 項の規定により、開設者に対し報告又  
は資料の提出を求めること。

(91) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法  
律(平成 6 年法律第 113 号)第 7 条の 3 第 1 項  
の規定により、業務の方法を改善すべきことを  
勧告すること(知事が指定したものを除く。)

(92) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法  
律第 7 条の 3 第 2 項の規定により、勧告に係る  
措置をとるべきことを命ずること(知事が指定  
したものを除く。)

(93) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法  
律第 52 条第 1 項の規定により、報告をさせ、又  
は職員に立入検査させ、若しくは質問させるこ  
と(知事が指定したものを除く。)

(94) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地  
情報の伝達に関する法律(平成 21 年法律第 26 号)  
第 9 条第 1 項の規定により、必要な措置を講ず  
べき旨の勧告をすること(知事が指定したもの  
を除く。)

(95) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地  
情報の伝達に関する法律第 9 条第 2 項の規定に  
より、勧告に係る措置をとるべきことを命ずる  
こと(知事が指定したものを除く。)

(96) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地  
情報の伝達に関する法律第 10 条第 1 項の規定に  
より、報告を求め、又は職員に立入検査させ、  
若しくは質問させること(知事が指定したもの  
を除く。)

(97)～(99) (略)  
(100)から(128)まで 削除

(97)～(99) (略)

(100) 農地法（昭和27年法律第229号）第36条第3項の規定により、当事者の意見を聴き、同法第35条第1項の指定をした農業委員会に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めること。

(101) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の協議を受けること。

(102) 新潟県主要農作物種子条例（平成30年新潟県条例第30号）第8条第1項の規定により、指定種子生産ほ場の指定を行うこと。

(102)の2 新潟県主要農作物種子条例第9条第4項の規定により、ほ場審査及び生産物審査の請求を受理し、職員に審査をさせ、その結果を通知すること。

(102)の3 新潟県主要農作物種子条例第11条第2項の規定により、指定原種ほ又は指定原原種ほの指定を行うこと。

(102)の4 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第22条第1項の規定による事業の開始の届出を受理すること（生産業者に係るものに限る。次号において同じ。）。

(102)の5 肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項の規定による届出事項に係る変更又は事業の廃止の届出を受理すること。

(102)の6 肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定による販売業務の開始の届出を受理すること（届出に係る販売業務を行う事業場が一の地域振興局の所管区域内に存する場合に限り、かつ、当該届出を行う者が届出の際現に当該地域振興局以外の地域振興局の所管区域内に存する販売業務を行う事業場を有している場合を除く。次号において同じ。）。

(102)の7 肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定による届出事項に係る変更又は販売業務の廃止の届出を受理すること。

(102)の8 肥料の品質の確保等に関する法律第29条第1項又は第3項の規定により、生産業者等から報告を徴すること（第102号の4から前号までに掲げる事務に係るものに限る。次号から第102号の11までにおいて同じ。）。

(102)の9 肥料の品質の確保等に関する法律第30条第1項又は第3項の規定により、職員に立入検査、質問又は取去をさせること。

(102)の10 肥料の品質の確保等に関する法律第31条第2項又は第3項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、又は禁止すること。

- (102)の11 肥料の品質の確保等に関する法律第33条第1項の規定により、聴聞を行うこと。
- (103) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第25条の規定により、事業者に必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。
- (104) 家畜商法（昭和24年法律第208号）第11条の3第1項の規定により、職員に立入検査をさせること。
- (105) 家畜取引法（昭和31年法律第123号）第29条第1項の規定による業務又は家畜取引状況に関する報告を求めること。
- (106) 家畜取引法第29条第2項の規定により、立入検査をすること。
- (107) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査を行うこと。
- (108) 家畜改良増殖法第35条の規定により、地方種畜検査員に立入検査等をさせること。
- (109) 家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第7条第1項の規定による種畜証明書の返納を受けること。
- (110) 家畜改良増殖法施行令第7条第2項の規定による種畜証明書の提出を受けること。
- (111) 家畜改良増殖法施行令第7条第3項の規定により、種畜証明書を返還すること。
- (112) 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第4条の規定による検査申請を受理すること。
- (113) 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第8条第1項の規定により、ふ化場の確認をすること。
- (114) 養鶏振興法第14条の規定により、措置命令をすること。
- (115) 養鶏振興法第16条第1項の規定により、登録ふ化業者から報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。
- (116) 牧野法（昭和25年法律第194号）第6条第1項の規定により、職員に牧野の立入検査をさせること。
- (117) 牧野法第6条第2項の規定により、牧野管理規程の遵守等について指示すること。
- (118) 牧野法第12条第1項の規定により、職員に保護牧野の立入検査をさせること。
- (119) 牧野法第18条の規定により、牧野の害虫駆除の指示をすること。
- (120) 牧野法第19条の規定により、牧野又はその施設に関し報告を求めること。
- (121) 養蜂振興法（昭和30年法律第180号）第3条第1項の規定による蜜蜂の飼育の届出を受理すること。

(129)～(169) (略)

(170) 農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可を申請すること(第151号に掲げる事務に係るものに限る。次号において同じ。)。

(171)～(213) (略)

(214) 道路法第47条の14の規定により、車両の通行に関し必要な措置を命ずること。

(215) 道路法第47条の15の規定により、通行の禁止又は制限の場合における道路標識の設置をすること。

(216)～(221)の3 (略)

(221)の4 道路法第91条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可をすること。

(222)～(343) (略)

(344) 都市計画法第58条の7第2項の規定による遊休土地である旨の通知を受理すること。

(345)～(382)の5 (略)

(383)～(434) (略)

(435) 公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定による土地の買取り希望の申出を受けること。

(436)～(544) (略)

2 次に掲げる事務は、新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任す

(122) 養蜂振興法第3条第3項の規定による蜜蜂の飼育の届出事項の変更届を受理すること。

(123) 新潟県養蜂振興法施行細則(昭和39年新潟県規則第7号)第5条の規定により、返納された転飼許可証を受理すること。

(124) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第24条第1項の規定により、廃棄等を命ずること。

(125) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条の規定による販売業者の届出を受理すること。

(126) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第55条第1項から第3項までの規定により、製造業者等から報告を徴すること。

(127) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第6条第1項の規定により、必要な報告を命じ、又は職員に立入検査をさせること。

(128) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第9条第1項の規定による処理高度化施設整備計画の認定をすること。

(129)～(169) (略)

(170) 農地法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可を申請すること(第151号に掲げる事務に係るものに限る。次号において同じ。)。

(171)～(213) (略)

(214) 道路法第47条の4の規定により、車両の通行に関し必要な措置を命ずること。

(215) 道路法第47条の5の規定により、通行の禁止又は制限の場合における道路標識の設置をすること。

(216)～(221)の3 (略)

(222)～(343) (略)

(344) 都市計画法第58条の6第2項の規定により、遊休土地である旨の通知を受理すること。

(345)～(382)の5 (略)

(382)の6 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第23条第1項の規定による土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出を受理すること。

(383)～(434) (略)

(435) 公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定による土地の買取り希望の届出を受理すること。

(436)～(544) (略)

る。

- (1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第7条の規定による報告を求め、又は検査をすること（知事が指定したものを除く。）。
- (2) 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる新潟県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成22年新潟県規則第54号）による廃止前の新潟県農業改良資金貸付規則（昭和45年新潟県規則第111号）第12条の規定により、事業計画の変更を承認すること。
- (3) 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる新潟県農業改良資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の新潟県農業改良資金貸付規則第14条の規定により、貸付金について報告を求め、又は職員をして調査させること。
- (4) 食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第1項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（酒類並びにアレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものを除く。）（知事が指定したものを除く。次号から第9号までにおいて同じ。）。
- (5) 食品表示法第6条第5項の規定により、指示（同条第1項の規定によるものに限る。）に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (6) 食品表示法第7条の規定による公表（同法第6条第1項の規定による指示及び当該指示に係る同条第5項の規定による命令に係るものに限る。）を行うこと。
- (7) 食品表示法第8条第1項及び第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること。
- (8) 食品表示法第12条第1項の規定による申出を受けること。
- (9) 食品表示法第12条第3項の規定により、必要な調査を行い、適切な措置をとること。
- (10) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において準用する同法第6条第2項の規定による軽微な変更の届出を受理すること。
- (11) 卸売市場法第14条において準用する同法第12条第1項の規定による運営の状況の報告を受理すること。
- (12) 卸売市場法第14条において準用する同法第

- 12条第2項の規定により、開設者に対し報告又は資料の提出を求めること。
- (13) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第7条の3第1項の規定により、業務の方法を改善すべきことを勧告すること（知事が指定したものを除く。）。
- (14) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条の3第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（知事が指定したものを除く。）。
- (15) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条第1項の規定により、報告をさせ、又は職員に立入検査させ、若しくは質問させること（知事が指定したものを除く。）。
- (16) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第9条第1項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること（知事が指定したものを除く。）。
- (17) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第9条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（知事が指定したものを除く。）。
- (18) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第10条第1項の規定により、報告を求め、又は職員に立入検査させ、若しくは質問させること（知事が指定したものを除く。）。
- (19) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の報告を受けること。
- (20) 新潟県主要農作物種子条例（平成30年新潟県条例第30号）第8条第1項の規定により、指定種子生産ほ場の指定を行うこと。
- (21) 新潟県主要農作物種子条例第9条第4項の規定により、ほ場審査及び生産物審査の請求を受理し、職員に審査をさせ、その結果を通知すること。
- (22) 新潟県主要農作物種子条例第11条第2項の規定により、指定原種ほ又は指定原原種ほの指定を行うこと。
- (23) 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第22条第1項の規定による事業の開始の届出を受理すること（生産業者に係るものに限る。次号において同じ。）。
- (24) 肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項の規定による届出事項に係る変更又は事業の廃止の届出を受理すること。
- (25) 肥料の品質の確保等に関する法律第23条第

- 1項の規定による販売業務の開始の届出を受理すること（届出に係る販売業務を行う事業場が一の地域振興局の所管区域内に存する場合に限り、かつ、当該届出を行う者が届出の際現に当該地域振興局以外の地域振興局の所管区域内に存する販売業務を行う事業場を有している場合を除く。次号において同じ。）。
- (26) 肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定による届出事項に係る変更又は販売業務の廃止の届出を受理すること。
- (27) 肥料の品質の確保等に関する法律第29条第1項又は第3項の規定により、生産業者等から報告を徴すること（第23号から前号までに掲げる事務に係るものに限る。次号から第30号までにおいて同じ。）。
- (28) 肥料の品質の確保等に関する法律第30条第1項又は第3項の規定により、職員に立入検査、質問又は収去をさせること。
- (29) 肥料の品質の確保等に関する法律第31条第2項又は第3項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、又は禁止すること。
- (30) 肥料の品質の確保等に関する法律第33条第1項の規定により、聴聞を行うこと。
- (31) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第25条の規定により、事業者に必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。
- (32) 家畜商法（昭和24年法律第208号）第11条の3第1項の規定により、職員に立入検査をさせること。
- (33) 家畜取引法（昭和31年法律第123号）第29条第1項の規定による業務又は家畜取引状況に関する報告を求めること。
- (34) 家畜取引法第29条第2項の規定により、立入検査をすること。
- (35) 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第8条第1項の規定により、ふ化場の確認をすること。
- (36) 養鶏振興法第14条の規定により、措置命令をすること。
- (37) 養鶏振興法第16条第1項の規定により、登録ふ化業者から報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。
- (38) 牧野法（昭和25年法律第194号）第6条第1項の規定により、職員に牧野の立入検査をさせること。
- (39) 牧野法第6条第2項の規定により、牧野管理規程の遵守等について指示すること。
- (40) 牧野法第12条第1項の規定により、職員に保護牧野の立入検査をさせること。
- (41) 牧野法第18条の規定により、牧野の害虫駆除の指示をすること。

- (42) 牧野法第19条の規定により、牧野又はその施設に関し報告を求めること。
- (43) 養蜂振興法（昭和30年法律第180号）第3条第1項の規定による蜜蜂の飼育の届出を受理すること。
- (44) 養蜂振興法第3条第3項の規定による蜜蜂の飼育の届出事項の変更届を受理すること。
- (45) 新潟県養蜂振興法施行細則（昭和39年新潟県規則第7号）第5条の規定により、返納された転飼許可証を受理すること。
- (46) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第24条第1項の規定により、廃棄等を命ずること。
- (47) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条の規定による販売業者の届出を受理すること。
- (48) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第55条第1項から第3項までの規定により、製造業者等から報告を徴すること。
- (49) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第6条第1項の規定により、必要な報告を命じ、又は職員に立入検査をさせること。
- (50) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第9条第1項の規定による処理高度化施設整備計画の認定をすること。

3 (略)

4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。  
(1)から(9)まで 削除

(10)～(243) (略)

5 (略)

6 次に掲げる事務は、新発田、長岡、南魚沼及び上越の各地域振興局長に委任する。

(1) 税理士法（昭和26年法律第237号）第21条第2項の規定による税理士会から届出の受理をすること。

(2) 税理士法第23条の規定による登録申請に係る登録拒否理由について日本税理士会連合会に通知すること。

7 (略)

8 (略)

9 第5項第1号から第12号までに掲げる事務は、新発田地域振興局長に委任する。

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1) 税理士法（昭和26年法律第237号）第21条第2項の規定による税理士会から届出の受理をすること。

(2) 税理士法第23条の規定による登録申請に係る登録拒否理由について日本税理士会連合会に通知すること。

(3)から(9)まで 削除

(10)～(243) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 第4項第1号から第12号までに掲げる事務は、新発田地域振興局長に委任する。

10 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 第4項第134号、第135号及び第136号の2から第243号まで並びに第6項第1号及び第2号に掲げる事務

11 (略)

12 (略)

(近代美術館長等への委任)

**第4条** 次に掲げる事務は、近代美術館長及び万代島美術館長に委任する。

(1) 新潟県立近代美術館条例（平成5年新潟県条例第24号）第5条第1項の規定による講堂等の使用の許可をすること。

(2) 新潟県立近代美術館条例第6条の規定により、使用許可の取消し等をする事。

(3) 新潟県立近代美術館条例第8条の規定により、観覧料等の免除をすること。

(4) 新潟県立近代美術館規則（令和4年新潟県規則第21号）第5条の規定により、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館すること。

(福祉事務所長への委任)

**第6条** 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(8)の4 (略)

(8)の5 生活保護法第55条の8第1項の規定により、被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業を実施すること。

(8)の6 生活保護法第55条の8第2項の規定により、市町村長等に対し、情報の提供を求めること。

(8)の7 生活保護法第55条の9第2項の規定により、厚生労働大臣に対して、情報を提供すること。

(9)～(26) (略)

(家畜保健衛生所長等への委任)

**第14条** 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(24) (略)

(24)の2 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査を行うこと。

(25)～(26)の3 (略)

(26)の4 家畜改良増殖法第35条の規定により、地方種畜検査員に立入検査等をさせること。

(26)の5 家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第7条第1項の規定による種畜証明書の返納を受けること。

8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 第3項第1号、第2号、第134号、第135号及び第136号の2から第243号までに掲げる事務

9 (略)

10 (略)

**第4条** 削除

(福祉事務所長への委任)

**第6条** 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(8)の4 (略)

(9)～(26) (略)

(家畜保健衛生所長への委任)

**第14条** 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(24) (略)

(25)～(26)の3 (略)

<u>(26)の6 家畜改良増殖法施行令第7条第2項の規定による種畜証明書の提出を受けること。</u>	
<u>(26)の7 家畜改良増殖法施行令第7条第3項の規定により、種畜証明書を返還すること。</u>	
(27)～(28)の2 (略)	(27)～(28)の2 (略)
<u>(28)の3 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第4条の規定による検査申請を受理すること。</u>	
<u>(28)の4 (略)</u>	<u>(28)の3 (略)</u>
<u>(28)の5 (略)</u>	<u>(28)の4 (略)</u>
<u>(28)の6 (略)</u>	<u>(28)の5 (略)</u>
<u>(28)の7 (略)</u>	<u>(28)の6 (略)</u>
<u>(28)の8 (略)</u>	<u>(28)の7 (略)</u>
(29)・(30) (略)	(29)・(30) (略)

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。